

中国税務速報

2020年3月20日

●1. 国家税務総局 2020年3月申告期限延長に関する通知

2020年3月3日、新型コロナウイルスの拡大防止や企業のより早い業務再開を更に一歩推進するべく、納税者・源泉徴収義務者(以下「納税者」と略称します)の納税申告について、税務総局は2020年3月の申告期限の延長を決定し、下記の通り通知しました。

- 一、月次申告の納税者を対象に、全国で申告期限を3月16日から3月23日へと延長します。3月23日に依然として感染拡大の影響が大きい地域については、申告期限のさらなる延長について、各省税務局は規定に基づき適用範囲や期限を明確にするものとします。
- 二、納税者が感染症の影響により、2020 年 3 月の納税申告期限内申告を行うことが難しい場合は、 税務機関に申告期限延長の申請を行うことができます。

http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5145504/content.html

●2. 国家税務総局 個人事業主の業務再開の支援のための納税管理に関する公告

2020年2月29日、新型コロナウイルスの感染予防の推進と経済社会のさらなる発展のため、個人事業主の業務再開について支援し、関連する税政策を推し進めるため、国家税務総局は『個人事業主の業務再開の支援のための納税管理に関する公告』を公布しました。

- 一、増値税小規模納税人は、取得した販売収入について、納税義務の発生時間は 2020 年 2 月末までに、3%の予納率を適用する納税項目については、予納率に基づいて増値税発票を発行します。納税義務の発生時間は 2020 年 3 月 1 日から 5 月 31 日までで、1%の予納率を適用する納税項目については 1%に基づいて増値税発票を発行することになります。
- 二、増値税小規模納税人は『財務部 税務総局 個人事業主の仕事再開を支援するための増値税政策に関する公告』(2020 年第 13 号)に基づき、1%へ低減した予納率を適用する納税項目については、「消費税込みの売上/(1+10%)」という計算式で売上高を計算します。
- 三、2020年3月1日から5月31日までの期間において、湖北省の個人事業主、個人独資企業、パートナーシップ企業については、貨物運送業務の増値税代行時に、一時的に個人所得税を徴収しません。他の地域においても、上記の納税者に対しては代行発票の0.5%についてのみ、個人所得税を徴収します。

本公告は2020年3月1日から実施されます。

http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810219/n810744/n3752930/n3752974/c5145430/content.html

●3. 国家税務総局 2020 年「便民弁税春風行動」の展開に関する意見

2020年2月27日、税務システムにおける「放管服」改革を継続的に深化し、税収ビジネス環境を最適化するとともに、感染症対策と企業の本格的な再開を支援するため、党中央、国務院の全体計画に基づき、税務総局は2020年「便民弁税春風行動」を継続的に展開することを決定しました。

主な内容は以下の通りです。

一、積極的な優遇税制を徹底し、社会保険料の減免政策を実施します。また感染症の影響により、 2020 年 2 月の申告期限延長後でもなお、納税申告手続或いは延期納税申告手続を行うことが困難な納



An instinct for growth

税者については、適時に税務機関に対し書面による正当な事由を説明することで、猶予申告手続を行うことが出来ます。

- 二、積極的にオンラインで税務処理を行うことを推進し、90%以上の主要な税金関連サービスについてオンラインで完了出来るよう実現します。特に「非接触式」の税務処理を推進し、非接触式での発票発行割合を2019年の50%から、2020年には70%まで向上させます。
- 三、税収に関するビッグデータと第三者のデータを活用し、優遇税制の対象である納税者を正確に特定し、メールや WeChat などを用いて通知していくことにします。とりわけ、特殊時期における、税収のビッグデータ分析と処理の能力を十分に発揮し、税収政策の貫徹を推進します。

http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5145213/content.html

●4. 国家税務総局 新型コロナウイルス感染症の予防支援期間における輸出税金還付(免除)に関する通知

2020年2月20日、国家税務総局は『新型コロナウイルス感染症の予防支援期間における輸出税金還付(免除)に関する通知』を公布しました。

新型コロナウイルス感染症の予防支援期間において、輸出税金還付(免除)の申請及び確認を「非接触式」で行ことが可能となります。すなわち納税者は「非接触式」で輸出税金還付(免除)登録のほか、証明書発行、輸出税金還付(免除)申告を行うことが可能となりました。今後、税務総局は納税者からの申請を受け、電子データだけ審査することになります。電子データに誤りがなく、また不正の疑いも存在しない場合は、輸出税金還付(免除)を行うことができます。税務機関は審査を通じ、不正がある場合には納税者にWeChat やメールなど「非接触式」で関連映像資料の提供を要求し、問題事項解消後に、税務処理が行われます。

http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5144752/content.html

- ●5. 人事社会保障部 財政部 税務総局 社会保険料の会社負担額に関する段階的な減免に関する通知 2020 年 2 月 20 日、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、企業の正常な業務再開の推進、ならびに 雇用の安定と拡大を支援するため、社会保険法の関連規定に基づき国務院の賛成を得て、基本養老保険・失業保険・工商保険(労災)(以下「三項社会保険料」と略称します)の会社負担額を段階的に減免することを通知しました。
- 一、2020 年 2 月より、各省・自治区・直轄市(湖北省を除きます)及び新疆生産建設兵団(以下、「省」と略称します)は、感染症の状況や資金需要を勘案し、中小零細企業について、三項社会保険料の会社負担分を免除することができます。ただし免除期間は 5 カ月を超えません。また社会保険に加入する大企業等(但し機関事業単位を含まない)についても、三項社会保険料の会社負担分を半減することができるものとしています。なお半減期間は 3 か月を超えません。
- 二、2020 年 2 月より、湖北省は社会保険に加入する各事業体(但し機関事業単位を含まない) について、三項社会保険料の会社負担分を免除することができます。ただし免除期間は 5 カ月を超えません。
- 三、感染症の影響により生産経営に重大な困難が生じている企業は、社会保険料の延納を申請することができます。延納期限は原則として 6 カ月を超えず、また延納期間における延滞金は免除されます。

http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5144708/content.html